

## 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（福祉型強化）交付要綱

### （通則）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づく短期入所事業における重度障がい者受入促進事業補助金（福祉型強化）（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和32年福岡市条例第12号。以下「条例」という。）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、法の趣旨に基づき、福岡市が短期入所の支給を決定した者のうち、受給者証に療養介護対象者、遷延性意識障がい、重度心身障がい児（医療的ケアを要する者）又は遷延性意識障がい児として位置付けられた医療的ケア児者（以下「医療的ケア児者」という。）を受け入れる福祉型強化短期入所事業所の開設促進を図るとともに、医療的ケア児者の家族等の介護負担を軽減することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）福祉型強化短期入所 法第5条第8項に定める短期入所のうち、看護職員を常勤で1人以上配置し、福祉型強化短期入所サービス費の算定要件を満たす事業をいう。

### （補助対象者）

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により選定する。

- （1）法第36条の規定に基づき、別表1に示す福岡市における福祉型強化短期入所空白地域において、福岡市長（以下「市長」という。）から短期入所に係る指定を受け、福祉型強化短期入所サービス費の算定要件を満たす事業所を運営する事業者、または指定を受けることが見込まれ、福祉型強化短期入所サービス費の算定要件を満たす事業所を運営する予定の事業者であること。
- （2）本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- （3）法第36条第3項に規定する欠格事由に該当していないこと。

### （暴力団の排除）

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」

という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 役員のうちに暴排条例第2条第2号に該当する者

(2) 役員のうちに暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

#### (補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業は、第4条第1号に定める福岡市が指定する地域において、医療的ケア児者の受入れを行う福祉型強化短期入所(以下「補助事業」という。)とする。

#### (補助対象経費)

第7条 補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるところによる。

(1) 看護職員の配置に係る雇用費

#### (補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、別表2の定めにより算出された額を上限として、市長が定めるものとする。なお、年度中途での申請の場合は、別表の定めにより算出された額を12で除し、事業開始月から年度内の残月数を乗じた額を上限とする。ただし、年度中途での申請の場合であっても、事業の安定的な立ち上げ及び人材確保を目的として市長が特に必要と認める場合は、当該年度についても別表2に定める年額を上限として交付することができる。

2 前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (補助金の交付申請)

第9条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象者として選定された後、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書及び収支計画書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象期間)

第10条 補助の対象期間は、補助対象経費を必要とする月から当該年度末までとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前9条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び事業所運営状況の審査により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないことと決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第12条 補助対象者は、当該年度の補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業報告書及び収支報告書（様式第6号）
- (3) 医療的ケア児者受入れ状況一覧（様式第7号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合は、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に定める補助金の額を確定する際には、補助事業の実施にあたり、福祉型強化短期入所事業所が受け取る障がい福祉サービス費に看護職員の人件費相当が含まれていることを踏まえ、補助事業の円滑な実施及び福祉型強化短期入所事業所の安定的な運営に支障が生じない範囲で、前条第1号で提出を受けたサービス提供日数に、別表3に定める額を乗じた額を減じることができるものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の通知を受けた補助対象者は、速やかに請求書を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助対象者は、第9条の補助金の交付申請以降、補助金前払請求書（様式第9号）を提出し、その事業の性質・資金計画上その事業終了前に交付することが適当であると市長が認めるときは、補助金の全部又は一部の交付を事前に受けることができる。

3 補助金の事前交付を受けた補助対象者は、前条の規定により確定した補助金の額が、

前項の規定により事前に交付を受けた額に満たないときは、市長が指定する期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第15条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付、事業所の指定や運営等に関して不正、怠慢、その他不適切な行為があったとき。
- (3) 短期入所の指定を受けることができなかつたとき。
- (4) 補助金の交付対象となる短期入所について、福祉型強化短期入所サービス費の算定要件を満たさなくなつたとき。
- (5) 補助金の交付対象となる短期入所を設置してから5年以内に補助該当者の受入れを停止したとき。
- (6) 運営の実態が確認できないとき。ただし、事業者の責によらないやむを得ない事情があると認められる場合については、この限りではない。
- (7) 規則又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、当該補助対象者に対して補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第10号)により通知するとともに、既に支給された補助金があるときはその返還を命じるものとする。

(加算金等)

第16条 補助対象者は前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りではない。

2 補助対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、条例の規定により計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 補助対象者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

(施行の細目)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

### (期間)

この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1（第4条関係）

区分	対象となる小学校区
福祉型強化 短期入所 空白地域	1) 福岡市東区 三苫、美和台、和白、和白東、香住丘、香椎、 香椎下原、香椎東
	2) 福岡市博多区 月隈、東月隈、席田、板付、板付北、三筑、弥生、 那珂、那珂南
	3) 福岡市中央区 全12校区
	4) 福岡市城南区 全11校区
	5) 福岡市西区 北崎、今津、元岡、周船寺、西都北、玄洋、西都、 今宿

別表2（第8条関係）

補助対象経費	補助額
看護職員の配置に係る雇用費	1施設あたり年額 400万円

別表3（第13条関係）

補助金の額から減じる額
サービス提供1日あたり 2,000円

※ この減額は、障がい福祉サービス費との二重給付を調整するものであり、福祉型強化短期入所事業所の新規開設及び定着を妨げないよう配慮して運用するものとする。

(様式第1号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

法人所在地  
法人名称  
法人代表者名

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請いたします。

記

- 1 福祉型強化短期入所名称と所在地  
別紙「事業計画書及び収支計画書」に記載のとおり
- 2 交付を受けようとする補助金の額  
円
- 3 補助事業の目的及び内容  
障害者総合支援法第5条に規定する短期入所事業における医療的ケア児者の受入れ
- 4 添付書類
  - (1)事業計画書及び収支計画書(様式第2号)
  - (2)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(補助開始予定月分)
  - (3)看護職員資格を証する書類の写し
  - (4)その他必要書類
- 5 概算払いを受けたい場合はその理由  
別紙「補助金概算払請求書」に記載のとおり

(様式第2号)

## 事業計画書及び収支計画書

1 補助対象事業:重度障がい者受入促進事業(福祉型強化)

2 事業計画

(1)医療的ケア児者を受け入れる福祉型強化短期入所

開設予定地	開設予定年月日

(2)運営法人

名称:

所在地:

代表者氏名:

事業所名:

(3)医療的ケア児者

①年間受入れ予定人数:( )人

②1日あたりの対応人数:( )人

③受け入れ可能な医療的ケアの状態像

--

④受け入れ不可の医療的ケア

人工呼吸器管理 気管切開管理 鼻咽頭エアウェイ管理 酸素療法

吸引(口鼻腔又は気管内吸引) ネブライザー管理 経管栄養 中心静脈カテーテル管理

透析(継続的なものに限る。)導尿 排便管理 その他( )

(4)開設する施設の特徴(家族が安心して預けられるための配慮)

例)送迎範囲や送迎時の体制(運転手のみ、看護職員同乗など)

家族が安心できる体制(寝かせたままにさせない工夫など)

医療的ケア児者を受け入れる人員体制

--

3 収支計画 ※項目は例示。別紙添付も可。

歳 入		歳 出	
項目	予算額	項目	予算額
補助金		人件費	
介護給付費受入れ額		食材費、光熱水費	
利用者徴収額		事業所賃借費	
その他		事務費	
		その他	
歳入合計		歳出合計	

(様式第3号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付決定通知書

(公印省略)  
第 号  
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のありました 年度福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業名 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)  
(事業所名) ( )

2 補助金額 円

3 交付予定時期 事業完了後

4 補助条件

- (1)補助事業の内容、執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2)補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4)この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5)福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第4号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)不交付決定通知書

(公印省略)  
第 号  
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のありました 年度重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)について、福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり不交付することに決定しましたので、同条第2項に基づき通知します。

記

不交付決定の理由

---

(様式第5号)

福岡市重度障がい者受入促進事業(福祉型強化)補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)福岡市長

法人所在地

法人名称

法人代表者名

年 月 日付福障施第 号により補助金の交付決定通知のあった標記の補助事業について、年度の事業が完了しましたので、福岡市重度障がい者受入促進事業(福祉型強化)補助金交付要綱第12条の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

記

- 1 補助事業名 福岡市重度障がい者受入促進事業(福祉型強化)
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業実施状況
  - 事業報告書及び収支報告書(様式第6号)
  - その他、市長が必要と認める書類(※添付した書類は、□にレ印でチェックすること)
- 4 補助金の交付決定額と精算額

(1)補助金の交付決定額	円
( 補助金の既交付額)	円
(2)補助金の精算額	円
(3)補助金返還額	円

(様式第6号)

## 事業報告書及び収支報告書

年 月 日

1 補助対象事業 福岡市重度障がい者受入促進事業(福祉型強化)

2 補助対象者

(1)法人名称 :

(2)法人所在地 :

(3)法人代表者氏名 :

(4)事業所名 :

(5)補助対象となった年月日 :

3 医療的ケア児者の年間受入れ実績:( )人

※詳細は「医療的ケア児者受入れ状況一覧」(様式第7号)のとおり

4 補助対象年度の収支報告 ※項目は例示。別紙添付も可。

収 入		支 出	
項目	決算額	項目	決算額
補助金		人件費	
介護給付費受入れ額		食材費、光熱水費	
利用者徴収額		事業所賃借費	
その他		事務費	
		その他	
歳入合計		歳出合計	

(様式第7号)

医療的ケア児者受入れ状況一覧

1 事業所名 ( )

2 受入れ実績

	医療的ケア児者の利用者数		備考
	延べ人数	実人数	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

(様式第8号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)確定通知書

(公印省略)  
第 号  
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

年 月 日付の補助事業実績報告書により、 年度福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)
- 2 補助金の確定金額 円
- 3 補助条件 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱及び福岡市補助金交付規則を遵守すること。

(様式第9号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)概算請求書

年 月 日

(あて先)福岡市長

法人所在地  
法人名称  
法人代表者名

年 月 日付で申請した標記補助金について、福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱第14条第2項の規定に基づき、概算払いにて交付していただきますよう請求いたします。

なお、福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱第13条の規定に基づく確定額が、概算払いにて交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに返還することを約束いたします。

記

- |   |          |             |   |
|---|----------|-------------|---|
| 1 | 概算払請求額   | 金           | 円 |
| 2 | 概算払請求の理由 |             |   |
| 3 | 請求額算定    | 交付決定(予定)額 金 | 円 |
|   |          | 概算払希望額 金    | 円 |
|   |          | 差引残額 金      | 円 |
| 4 | 概算払支払希望日 | 年 月 日頃      |   |

(様式第 10 号)

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)  
交付決定取消通知書兼返還命令書

(公印省略)  
第 号  
年 月 日

(申請者) 様

福岡市長

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱第 15 条第1項及び第2項の規定により、 年 月 日付 第 号福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付決定通知書の交付決定を取り消し、下記のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額 \_\_\_\_\_ 円

返 還 期 限 \_\_\_\_\_ 年 月 日

返還を命ずる理由 \_\_\_\_\_